

令和 3 年 2 月 9 日
障害福祉部障害保健福祉課

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 主旨

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等については、児童福祉法の規定により、厚生労働省令で定める基準により条例で定めることとされている。

今般、令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」により、指定入所施設の基準に関する厚生労働省令（ ）が改正されたため、世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案を、令和 3 年区議会第 1 回定例会に提案する。

児童福祉法に基づく指定入所施設の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 16 号）

2 主な改正内容

別紙 1 のとおり

3 改正案

別紙 2 新旧対照表（案）のとおり

4 施行予定日

令和 3 年 4 月 1 日

5 今後のスケジュール（予定）

令和 3 年 2 月 令和 3 年第 1 回区議会定例会（改正条例案の提案）

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（案） 主な改正内容

1 一般原則関係

(1) ハラスメント対策の強化（第 9 条第 4 項）

適切なハラスメント対策への対応を強化する観点から、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を求めるものとする。

(2) 業務継続に向けた取組の強化（第 9 条の 2）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付けるものとする。

(3) 感染症防止対策の強化（第 36 条第 2 項）

感染症の発生及びまん延の予防等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施を義務付けるものとする。

(4) 身体的拘束等の禁止（第 39 条第 3 項）

身体拘束等の適正化のため、その対策を検討する委員会の開催や、指針の整備、研修の実施等の措置を講じなければならないものとする。

(5) 虐待防止対策の強化（第 40 条第 2 項）

利用者の虐待防止等のための責任者及び委員会を設置するとともに、従業者に対する研修を実施する等の措置を講じなければならないものとする。

(6) 非常災害対策の強化（第 48 条第 3 項）

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる事業者を対象に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

2 その他規定の整備

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 令和元年10月1日条例第28号</p>	<p>世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 令和元年10月1日条例第28号</p>
<p>目次（省略） 第1条～第2条（省略） （指定障害児入所施設の一般原則） 第3条 1～4（省略） 5 指定障害児入所施設は、当該指定障害児入所施設を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、<u>その従業者</u>に対し、研修の実施その他の必要な措置を<u>講じなければならない</u>。 第2章 指定福祉型障害児入所施設 第1節 人員に関する基準 （従業者の配置の基準） 第4条 1（省略） 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（以下「自閉症児」という。）を入所させるものである場合にあっては医師を、心理指導を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理指導を行う場合にあっては心理指導担当職員を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を<u>規則で定める基準によりそれぞれ</u>置かなければならない。 第5条～第6条（省略） （児童発達支援管理責任者の責務）</p>	<p>目次（省略） 第1条～第2条（省略） （指定障害児入所施設の一般原則） 第3条 1～4（省略） 5 指定障害児入所施設は、当該指定障害児入所施設を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者の設置その他の</u>必要な体制の整備を行うとともに、<u>従業者</u>に対し、研修の実施その他の必要な措置を<u>講じるよう努めなければならない</u>。 第2章 指定福祉型障害児入所施設 第1節 人員に関する基準 （従業者の配置の基準） 第4条 1（省略） 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（以下「自閉症児」という。）を入所させるものである場合にあっては医師を、心理指導を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理指導を行う場合にあっては心理指導担当職員を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を、<u>それぞれ規則で定める基準により</u>置かなければならない。 第5条～第6条（省略） （児童発達支援管理責任者の責務）</p>

改正後	改正前
<p>第7条 1～4（省略）</p> <p>5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して、これを行うことができるものとする。</u>）を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるとともに、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書により当該入所給付決定保護者及び必要に応じ障害児の同意を得なければならない。</p> <p>6～9（省略） （運営規程）</p> <p>第8条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（<u>第10条第1項及び第38条第1項</u>において「運営規程」という。）を定めなければならない。 （1）～（10）（省略） （勤務体制の確保等）</p> <p>第9条 1～3（省略）</p> <p><u>4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> <u>（業務継続計画の策定等）</u></p> <p><u>第9条の2 指定福祉型障害児入所施設は、感染症又は非常災害の発生時において、その利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に</u></p>	<p>第7条 1～4（省略）</p> <p>5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるとともに、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書により当該入所給付決定保護者及び必要に応じ障害児の同意を得なければならない。</p> <p>6～9（省略）。 （運営規程）</p> <p>第8条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（<u>第10条及び第38条</u>において「運営規程」という。）を定めなければならない。 （1）～（10）（省略） （勤務体制の確保等）</p> <p>第9条 1～3（省略）</p>

改正後	改正前
<p><u>実施すること及び非常時の体制において早期に業務を再開することを目的とする計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定福祉型障害児入所施設は、その従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p>	
<p>第10条～第35条（省略） （衛生管理等）</p>	<p>第10条～第35条（省略） （衛生管理等）</p>
<p>第36条</p> <p>1（省略）</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（1）当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、その従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>（2）当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>（3）当該指定福祉型障害児入所施設において、その従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u></p>	<p>第36条</p> <p>1（省略）</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、<u>必要な措置を講じるよう努めなければならない。</u></p>
<p>3（省略）</p> <p>第37条（省略） （掲示）</p>	<p>3（省略）</p> <p>第37条（省略） （掲示）</p>

改正後	改正前
<p>第38条</p> <p>1 (省略)</p> <p><u>2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第39条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為 (<u>以下この条</u>及び第50条第2項において「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</p> <p>2 (省略)</p> <p><u>3 指定福祉型障害児入所施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、その従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) その従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第40条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p><u>2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	<p>第38条</p> <p>1 (省略)</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第39条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為 (<u>次項</u>及び第50条第2項において「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第40条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。）を定期的</u>に開催するとともに、<u>その結果について、その従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定福祉型障害児入所施設において、その従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的</u>に実施すること。</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる措置を適切</u>に実施するための担当者を置くこと。</p>	
<p>第41条～第47条（省略） （非常災害対策）</p>	<p>第41条～第47条（省略） （非常災害対策）</p>
<p>第48条 1～2（省略）</p>	<p>第48条 1～2（省略）</p>
<p><u>3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p>	
<p>第49条～第55条（省略） （準用）</p>	<p>第49条～第55条（省略） （準用）</p>
<p>第56条 第6条から第20条まで、第22条、第24条から第36条まで、第38条から第42条まで、第43条第1項、第44条から第48条まで及び第50条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第53条第1項」と、第32条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第34条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第35条中「定員（第5条第3項に規定する規則で定める基準として定められる居室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と、<u>第38条第1項中</u>「協力医療機関及び協力歯科医療機関」とあるのは「第55条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。</p>	<p>第56条 第6条から第20条まで、第22条、第24条から第36条まで、第38条から第42条まで、第43条第1項、第44条から第48条まで及び第50条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第53条第1項」と、第32条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第34条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第35条中「定員（第5条第3項に規定する規則で定める基準として定められる居室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と、<u>第38条中</u>「協力医療機関及び協力歯科医療機関」とあるのは「第55条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。</p>
<p>第57条（省略）</p>	<p>第57条（省略）</p>

改正後	改正前
<p>附 則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年3月4日条例第10号） この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和3年 月 日条例第27号）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u></p> <p><u>2 施行日から令和4年3月31日までの間、改正後の第3条第5項及び第40条第2項（改正後の第56条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。</u></p> <p><u>3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第9条の2（改正後の第56条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第9条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</u></p> <p><u>4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第36条第2項（改正後の第56条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第36条第2項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。</u></p> <p><u>5 施行日から令和4年3月31日までの間、改正後の第39条第3項（改正後の第56条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第39条第3項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。</u></p>	<p>附 則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年3月4日条例第10号） この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>